

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、国民健康保険に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利及び利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他のリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利及び利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・国民健康保険(資格・給付)に関する事務については、運用・保守の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する事項を契約に含めることで万全を期している。
・内部による不正利用の防止のため、パスワードによりシステム操作者を限定し、また使用記録を保持する等の対策を講じている。

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び都留市国民健康保険条例に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格に関する事務 ②給付に関する事務 ③資格継続事務 ④オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者情報の提供 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携</p> <p>番号法の別表を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> <公金受取口座登録制度の開始に伴い、給付申請のあった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する業務(以下「公金受取口座関係事務」という。)></p>
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 住民基本台帳システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、給付情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第44の項 番号法第9条第2項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表 第44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表 第44の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表 第44の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受け取り口座情報の利用> ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 市民課 保険年金担当 TEL:0554-43-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紙上での管理を最小限にするよう努めており、特定個人情報を破棄する際には箱等に破棄であることを記入してから破棄するようにするなど、誤った破棄をしないように努めている。また管理については鍵のかかる引き出しにて管理を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="checkbox"/>] 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input checked="" type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input checked="" type="checkbox"/>] 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input checked="" type="checkbox"/>] 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報に係る研修を担当者については毎年受講しており、管理や対応等の知識について再度確認するように心がけている。</p> <p>■都留市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部進入防止: 監視カメラ ・入退館管理: ICカード認証、入退室管理簿での管理 ・持出防止: セキュリティワイヤーによる端末固定 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹システムへのアクセス時における二要素認証 ・担当業務に応じた閲覧可能範囲の制限 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ・セキュリティ管理者による電磁記録媒体の接続制限 ・電磁記録媒体(USB等)の施錠可能な場所での保管 <p>③人的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員への研修の実施 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
平成30年6月1日	I 1.③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	
平成30年6月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令第24条	事後	
平成30年6月1日	I 4.法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45・46の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項	事後	
平成30年6月1日	I 5.②所属長	課長 鈴木 達郎	市民課長 鬻櫛 美咲	事後	
令和1年6月1日	I 5.②所属長の役職名	市民課長 鬻櫛 美咲	市民課長	事後	
令和2年4月1日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	事後	
令和2年4月1日	I 1.③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年4月1日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 4.法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内住民基本台帳システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバ 5. 中間サーバ 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバ等	1. 国民健康保険システム 2. 住民基本台帳システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム 5. 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険資格情報ファイル (2)国民健康保険給付情報ファイル (3)国民健康保険賦課情報ファイル (4)国民健康保険収納情報ファイル	被保険者情報ファイル、給付情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	[<input type="checkbox"/>]自己点検 [<input type="checkbox"/>]内部監査 [<input type="checkbox"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]自己点検 [<input type="checkbox"/>]内部監査 [<input type="checkbox"/>]外部監査	事後	
令和5年4月1日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者等の資格に関する届出の受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払等 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	国民健康保険法及び都留市国民健康保険条例に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①資格に関する事務 ②給付に関する事務 ③資格継続事務 ⑤オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者情報の提供 ③被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> <公金受取口座登録制度の開始に伴い、給付申請のあった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する業務(以下「公金受取口座関係事務」という。)>	事後	
令和5年4月1日	I 4②:法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・87・88・93・97・106・109・120の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・88・93・97・106・119の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第42・43・44・45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年11月28日	II 1.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年11月28日 時点	事後	令和6年4月に国保情報集約システムがクラウドに移行されることに伴い、運用テストの開始前(令和6年1月)までに特定個人情報保護評価(PIA)を再実施する必要があるため
令和5年11月28日	II 2.いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年11月28日 時点	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 1.②事務の概要	国民健康保険法及び都留市国民健康保険条例に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイル以下の事務で取り扱う。 ①資格に関する事務 ②給付に関する事務 ③資格継続事務 ④オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者情報の提供 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ＜公金受取口座登録制度の開始に伴い、給付申請のあった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する業務(以下「公金受取口座関係事務」という。)>	国民健康保険法及び都留市国民健康保険条例に基づく事務であって、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定により、特定個人情報ファイル以下の事務で取り扱う。 ①資格に関する事務 ②給付に関する事務 ③資格継続事務 ④オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者情報の提供 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携 番号法の別表を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ＜公金受取口座登録制度の開始に伴い、給付申請のあった被保険者の公金受取口座情報を本人の同意に基づき、情報照会により取得する業務(以下「公金受取口座関係事務」という。)>	事後	番号法の別表第二の廃止に伴い、「別表第二」の記載から「別表」に記載変更
令和8年3月13日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受取口座関係事務＞ ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第9条第1項 別表 第44の項 番号法第9条第2項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表 第44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第1・2・3・4・5・9・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・88・93・97・106・119の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第42・43・44・45の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表 第44の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表 第44の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ＜公金受け取り口座情報の利用＞ ・公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号	事後	
令和8年3月13日	II 1.いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月13日	II 2.いつ時点の計数か	令和5年11月28日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月13日	IV 8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更による追記
令和8年3月13日	IV 8.判断の根拠		紙上での管理を最小限にするよう努めており、特定個人情報を破棄する際には箱等に破棄であることを記入してから破棄するようするなど、誤った破棄をしないように努めている。また管理については鍵のかかる引き出しにて管理を行っている。	事後	新様式への変更による追記
令和8年3月13日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式への変更による追記
令和8年3月13日	IV 11.当該対策は十分か		十分である	事後	新様式への変更による追記
令和8年3月13日	IV 11.判断の根拠		評価書記載のとおり	事後	新様式への変更による追記